



緑区のシンボルマーク

緑区PR版



「区民一人一人が
手を結びあい、
心あたたまる
地域の活性化をめざし、
住みよいまちを創造していく」

千葉市

- ・もう少し詳しく知りたい方は、千葉市のホームページ、又は、出前講座をご利用ください。
- ・このPR版は、地域福祉計画を推進するための資料です。説明会などで必要な方は千葉市保健福祉総務課までご連絡ください。

地域福祉計画とは？

以前は、「向こう三軒両隣」や、「三世代同居」といった言葉が示すようなご近所、あるいは家庭内での人々の交流が盛んに行われていました。

ところが、近年、少子高齢化や核家族化の進展などにより、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、また、個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、プライバシーへの配慮などから、身近な地域での交流や人々の結びつきが希薄になっています。

だから、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、市民誰もが安心して充実した生活を送るためには、お互いにコミュニケーションを深め、「地域で支え合う力」を高めていくことが一層大切なのです。

そこで、どうすれば、地域でのつながりを再びつくり、「地域で支え合う力」を高めていくことができるのか、その解決策こそが「**緑区地域福祉計画**」なのです！！

地域福祉計画は、こうしてつくられました。

緑区地域福祉計画は、身近な地域での様々な生活課題に対して、自分で出来ることは自分で行うこと（**自助**）、地域住民同士が支え合うこと（**共助**）を中心とした住民による参加・活動の計画です。

支援を必要としている人、町内自治会、老人クラブなどの地域住民の方、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会、ボランティア、NPO等の社会福祉活動を行う方、社会福祉を目的とする事業者の方、学校など、幅広い分野から、60名の区民のみなさんに参加いただきました。

策定当初から多くの区民のみなさんの参加を得て、自ら課題を設定し検討を行ったもので、区民のみなさんから提案された身近な生活課題の解決策が盛り込まれています。



地区フォーラム では、地域での生活上の課題を抽出し、それに対応する福祉サービスの現状を踏まえて、自助(自分たちで出来ること)・共助(地域で出来ること)・公助(行政がやるべきこと)の視点から解決策の検討を行いました。



合同フォーラム で、4つの地区フォーラムにおける生活課題や解決策の共有を行うとともに、地域福祉計画の目的・内容・策定過程を区民に周知し、意見交換を行いました。



作業部会 で、各地区フォーラムの検討をもとに、計画案のとりまとめを行いました。



策定委員会 において、計画策定の作業方針を定めるとともに、計画案の検討・承認を行いました。

地区フォーラムで提案された取り組みです。

基本理念	キーワード（基本方針）	取り組み名
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区民一人一人が手を結びあい、住みよいまちを創造していき地域の活性化をめざし</p>	<p>1 コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）</p> <p>～「向こう三軒両隣」この気持ちで人と人のつながりを大切にします。～</p>	<p><u>地域での交流、ふれあいの機会に対する希望の把握</u></p> <p><u>家庭内で取り組むコミュニケーション</u></p> <p><u>地域で取り組むコミュニケーション</u></p> <p><u>福祉活動・学習を通じたコミュニケーション</u></p> <p><u>地域活動の活性化・相談機能の充実・ふれあいの場づくり</u></p> <p><u>コミュニケーション支援のネットワークづくり</u></p>
	<p>2 施設の活用（居場所・安らぎ・学び）</p> <p>～「安らぎと学び」成就と達成感を高齢者、子ども・障害者(児)・支援者みんなで広げます。～</p>	<p><u>施設利用希望者実態把握</u></p> <p><u>施設の受け入れ体制の把握</u></p> <p><u>元気な高齢者への支援</u></p> <p><u>要支援者のための支援</u></p> <p><u>ボランティア活動</u></p> <p><u>施設の活用の支援ネットワークづくり</u></p>
	<p>3 緊急時の支援・対応（安全・安心・安住）</p> <p>～「安全・安心・安住」はみんなで支援し、みんなで守ります。～</p>	<p><u>家庭で取り組む</u></p> <p><u>要支援者の実態把握</u></p> <p><u>支援体制の整備</u></p> <p><u>防災設備・訓練の充実</u></p> <p><u>ボランティアの人材育成と組織化</u></p> <p><u>身近な災害・犯罪被害の防止対策</u></p> <p><u>公共機関との連携</u></p> <p><u>緊急時の支援ネットワークづくり</u></p>
	<p>4 身近な生活支援（手伝い・助け合い・声かけ合いの輪を）</p> <p>～「困ったときは声をかけて、みんなで考え、みんなで助け合います。～</p>	<p><u>日常生活支援</u></p> <p><u>活動するための支援</u></p> <p><u>要支援者の家族のための支援</u></p> <p><u>相談・見守り</u></p> <p><u>身近な生活支援の協力体制ネットワークづくり</u></p>
	<p>5 交通対策（気軽に便利に行動を）</p> <p>～「外出は心のオアシス」一人でも気軽に出かけられるために。～</p>	<p><u>家族による協力</u></p> <p><u>地域住民による協力</u></p> <p><u>実態把握</u></p> <p><u>地域団体による移送サービス事業の検討</u></p> <p><u>交通バリアフリー化の促進</u></p> <p><u>地域交通基盤ネットワークづくり</u></p>

取り組みの具体的な内容です。

基本方針1 コミュニケーション

取り組み名	取り組み内容
<p>地域での交流、ふれあいの機会に対する希望の把握</p>	<p>ア 趣味の集まり、お茶飲みの会など、高齢者が、地域でどのような交流、ふれあいの機会、行事を望んでいるのか、その希望の把握に努めます。</p> <p>イ スポーツ、学習など、子どもたちが、地域でどのような交流、ふれあいの機会を望んでいるのか、その希望の把握に努めます。</p> <p>ウ 障害者(児)がどのような地域の行事に参加を望んでいるのか、健常者との交流、ふれあいの機会に気軽に参加出来るように、その希望の把握に努めます。</p>
<p>家庭内で取り組むコミュニケーション</p>	<p>ア お年寄りや両親を尊敬する気持ちを大切に持とう。また、家庭のルールを守り、道徳を大切にし、家族それぞれの立場を理解し合おう。</p> <p>イ 食べられることの有難さを感じ、食事の手伝いを分担するなど、家族中心の食事の場を大切にしよう</p> <p>ウ 学校などでの子どもたちの生活の話に耳を傾けよう。一緒にテレビを見るなど、家族共通の話題を見つけよう。</p>
<p>地域で取り組むコミュニケーション</p>	<p>ア 老人つどいの家で、レクリエーションなどを通じて、個人や地域の問題、悩みなどを出し合い、聞き合う場としても機能するよう努めます。</p> <p>イ 外に出られない人、出たくない人のために、ふれあい・いきいきサロンを個人宅でも行い、これらの高齢者たちが、環境を整えば外に出て、活動出来るようになることを目標とします。</p> <p>ウ 地域で行う行事への積極的な参加を呼びかけ、古くから住んでいる人は地域を育て、新しく住み始めた人にとっては、地域を知る機会づくりとします。</p> <p>エ 日常では接する機会の少ない住民同士、健常者と障害者(児)や高齢者の交流の機会として、地域でバザーやスポーツ会、朝市などを開催するように努めます。さらに、地域企業の参加を勧めていくよう努めます。</p>

	<p>オ 異年齢の子どもたちが集まる子ども会に積極的に参加し、決まりを守ること、一つのことに向かってみんなで助け合って物事を成し遂げることの楽しさ、我慢を学びます。</p> <p>カ 地域に伝わるお囃子、お神楽、伝承遊び等を通して、行事と生活、祈り、文化、先人の生き方を学んで、現代生活にいかすことの大切さを知ろう。</p> <p>キ 子育て不安解消のため幼稚園、保育所(園)が、定期的に地域の母親との話し合う機会や、土・日曜日の園庭開放による遊びの場の提供に努めます。</p>
<p>福祉活動・学習を通じたコミュニケーション</p>	<p>ア 運動会、子ども会の行事、敬老会の行事を障害者(児)が気軽に参加出来る内容を盛り込んで、障害者(児)との交流を図り、障害者(児)を理解する心を育てます。</p> <p>イ シンポジウムの開催を通じて、障害者(児)やその家族の生の声を聞く機会、高齢者や障害者(児)などの介護にあたった家族の体験談を聞く機会を設け、地域住民の心のバリアフリーを進めていきます。</p> <p>ウ 高齢化がすすんだ地域で生じた問題が、若年層地域において、将来再発しないようにするため、常に地域間の情報交換・学習の機会を持つよう努めます。</p>
<p>地域活動の活性化・相談機能の充実</p>	<p>ア 高齢者が、レクリエーションや社会奉仕活動を通じて友達づくりの輪を広げ、生きがいをもって生活していけるよう、老人クラブの結成に努め、また、既存の地域においても、活動内容を充実させ、新規の加入を促進し、後継者の育成にも努めていきます。</p> <p>イ 住民が、「子どもは地域で育てる」という意識をもち、子ども会の活動に積極的に参画し、遊びや学びの活動内容を充実させ、新規の加入を促進していきます。</p> <p>ウ 会報誌の発行など、積極的なPRに努めることにより、地域福祉活動への関心を高めて、町内自治会への積極的な参加を促進していきます。</p> <p>エ 民生委員・児童委員、社協地区部会などが協力、連携して地域の身近な相談窓口(よろず相談)の設置を図ります。</p> <p>オ サロンなどの地域における身近な交流の場が、相談の場としても機能するようにします。</p> <p>カ 精神障害者の精神的な不安や悩み事を解消するための「地域生活支援センター」の設置が望まれます。</p>

<p>コミュニケーション支援のネットワークづくり</p>	<p>ア 地域での行事など、コミュニケーションの活性化を図るため、地区の住民、団体など、地区ごとに構成メンバーを選出し、協力体制ネットワークづくりを図ります。</p> <p>イ 地域の住民（高齢者、子ども、障害者(児)など）の声を取り入れ、その希望が生かされるコミュニケーションの機会づくりに努めます。</p> <p>ウ 行政を含めて、町内自治会、社協地区部会、老人クラブ等、既存の組織の活動上の問題点を掘り起こし、それぞれの機能が発揮しやすい環境整備を図ります。</p>
------------------------------	--

基本方針 2 施設の活用

取り組み名	取り組み内容
<p>施設利用希望者実態把握</p>	<p>ア 高齢者が、どのような医療施設を必要としているのか、どのような介護施設を利用したいのか、その状況把握に努めます。</p> <p>イ 障害者(児)が作業訓練所、技能習得施設など、どのような施設を利用したいのかその把握に努めます。</p> <p>ウ 地域の人々が、公民館、いきいきプラザ、コミュニティセンター、町内自治会の集会所、つどいの家等を利用して、どのような活動を行いたいのか、その希望の把握に努めます。</p>
<p>施設の受け入れ体制の把握</p>	<p>ア 地域の医療機関、介護施設などが、どのようなサービスを行っているのか、また、地域住民の利用希望に対し、実際に地域の施設（公民館、コミュニティセンターなど）がどのような利用状況にあるのか、その状況の把握に努めます。</p>
<p>元気な高齢者への支援</p>	<p>ア 町内自治会の集会所やつどいの家を活用して、地域の高齢者同士や健常者と障害者、世代を越えた交流の場づくりをめざします。</p> <p>イ ボランティア活動を気軽に行える場の提供及び情報の発信に努めます。また、講師として、長年の技術や知識、経験を生かすことの出来る講演会などの場や情報の提供に努めます。</p>

<p>要支援者のための支援</p>	<p>ア 要支援者の希望に応じ、病院や入所・通所施設の紹介、施設との連絡の支援に努めます。つどいの家や自宅を開放し、つどいや交流の場として運営、またその情報提供に努めます。ふれあい食事サービスなど、地域の行事などへの参加を呼びかけます。</p> <p>イ 子どもたちの学び、体験（里山めぐり、科学実験など）の希望を聞き、参加につなげる支援を行います。また、図書館で情報収集を行う際の支援を行います。また、野球、サッカー、バスケットボールなどスポーツ行事の企画を行い、広く参加を呼びかけます。</p> <p>ウ 障害者(児)自立を支援するために、子ども会、スポーツ、盆踊り、地域運動会、敬老会など、地域で行う行事等への積極的な参加を呼びかけます。また、手話教室、介護体験など、健常者との共同体験、交流に対する学習の充実が必要とされます。</p>
<p>ボランティア活動</p>	<p>ア ボランティアで町内自治会集会所など施設の用具の使用、管理を行います。また、体育、演劇、音楽、サークル活動、バザー等、施設を活用した様々なイベントに対し、企画、運営に協力していきます。</p>
<p>施設の活用の支援ネットワークづくり</p>	<p>ア 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会の役員、身体障害者相談員、公民館、図書館、いきいきプラザ、保健所、青少年育成委員等による既存施設利用に関するネットワークを構築します。</p> <p>イ 地域の施設利用に関する情報誌の発行を図ります。また、国、県、市等の施設を見学し、その情報の提供に努めます。</p>

基本方針3 緊急時の支援

取り組み名	取り組み内容
<p>家庭で取り組む</p>	<p>ア 日常から避難場所の確認や防災用品の準備をしておきます。また、寝たきりや、一人暮らしの高齢者の緊急時に備え、緊急通報装置や安心電話を活用します。</p> <p>イ 日常から近隣住民との交流を図り、向こう三軒両隣の意識をもって、緊急時にはお互いに助け合える関係をつくりましょう。</p>

<p>要支援者の実態把握</p>	<p>ア 町内自治会・民生委員児童委員協議会など、地域の機関が協力して、緊急時に支援を要する高齢者、障害者(児)などの実態把握に努め、緊急時に、「誰が、誰を、誰と、どこへ、どのように」避難場所まで誘導すればよいか確認をしておきます。 プライバシーには十分な配慮が必要と思われます。</p>
<p>支援体制の整備</p>	<p>ア 連絡網や要支援者のマップの作成に努め、緊急時に迅速な情報伝達や救助・避難誘導が行えるよう支援体制の整備をすすめます。 イ 避難場所を確認するためのチラシ等は、障害者(児)や高齢者など、要支援者に応じて、目・声でわかる伝達と応答の仕組みをつくり、地域住民に周知徹底を行っていきます。</p>
<p>防災設備・訓練の充実</p>	<p>ア 自主防災組織の組織化を促進し、食料や、備品の備蓄を進め、避難場所の設備(トイレ(障)、車椅子、水、食料、ベッド、防寒具、毛布、バスタオル、ミルク、医薬品、炊き出し器具、発電機等)の整備に努めます。 イ 防災の基礎訓練の実施を行います。また、消火器など、防災訓練のための備品の整備に努めます。防災キャンペーンを行うなど、広報活動を充実し、地域住民の災害知識の普及に努めます。</p>
<p>ボランティアの人材育成と組織化</p>	<p>ア 救護所における炊き出しなど、支援の内容を整理し、医療・看護ボランティアの受け入れ体制や組織化を検討します。 イ 災害時における高齢者、障害者(児)及び子どもの心のケアを行う心理カウンセラーや手話通訳者などの確保に努め、災害時におけるボランティア参加者の人材登録をすすめます。また、地域の中で災害時におけるボランティア人材の育成に努めます。</p>
<p>身近な災害・犯罪被害の防止対策</p>	<p>ア 防犯パトロール隊を組織し、地域住民に対し、声掛けや犯罪に対する注意を喚起し、犯罪の未然の防止に努めます。また、遊歩道・公園等に街路灯・防犯灯などの設置に努めます。 イ 商店、新聞配達員、郵便局員等への協力依頼もすすめながら、犯罪被害防止のためのポスター等による広報活動を行います。</p>

公共機関との連携	<p>ア 災害時に備え、日常より日本赤十字社、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の連携強化に努めます。</p> <p>イ 各医療機関との連携にも努めます。さらに、各ボランティア活動団体との連携に努めます。</p>
緊急時の支援ネットワークづくり	<p>ア 地区ごとに事務所の設置をすすめるとともに、コーディネーターの配置に努めます。事務所は町内自治会の集会所のほか公共施設を利用し、電話、ファックス、コピー機、パソコン等の事務機器の整備に努めます。</p> <p>イ 構成メンバーは、社協地区部会、町内自治会など既存のネットワークの横のつながりを重視することとし、定期的会合を開き、緊急時における地域の課題やその解決策について話し合います。</p>

基本方針4 身近な生活支援

取り組み名	取り組み内容
日常生活支援	<p>ア 買物、ゴミ出しなどの日常の家事を行うことが困難な高齢者や障害者(児)に対し、家事支援を行い、簡単な血圧測定や散歩など健康増進活動についても支援します。また、住宅の簡単な補修など日曜大工的な支援を行います。</p> <p>イ 一人で病院や福祉施設へ出向くことが困難な方に対し、通院・通所の支援を行います。</p>
活動するための支援	<p>ア 地域住民などが社協地区部会、町内自治会、関連施設などと協力して、定期的にバザーを開催し、障害者(児)の手づくり製品などの展示、即売を行うことを支援します。</p> <p>イ 青少年育成委員会や町内自治会、学校などと協力して地域の子ども会の活動を支援します。</p> <p>ウ 土曜日、日曜日など、学校が休日の場合に、子どもたちの学習の支援を行います。また、遊び方を教えるなど、地域の子どもたちの健全な育成に対する支援を行います。</p> <p>エ 障害者(児)が活動するために必要なコミュニケーションの確保のため、手話、要約筆記、点訳などのサービスの提供、拡充に努めます。</p>

<p>要支援者の家族のための支援 (子育て中の親、障害者(児)や高齢者を介護している家族)</p>	<p>ア 親が、不意の用事やどうしてもやりたいことがある場合に育児経験のある近所の人々などが乳幼児を預かるなど、子育て中の親の支援を行います。</p> <p>イ 障害者(児)の外出などを介助し、その家族に一時的な休息あるいは用事を済ませる時間を提供出来るよう努めます。</p> <p>ウ 子どもルームや保育所の時間外に、子どもを預かるなどの支援を行います。</p>
<p>相談・見守り</p>	<p>ア 郵便局や新聞販売店などとも協力して、電話や訪問により、単身の高齢者や高齢者のみの家庭の安否確認を行います。</p> <p>イ 子育て経験者などが、子育て中で育児に不安を持つ母親、若い夫婦の相談に応じ、アドバイスを行っていきます。</p> <p>ウ 発育、発達、躰など子育てへの不安感、負担感、悩みを解消するために、専門カウンセラーやアドバイザーによる相談会・講習会を開催するよう努めます。</p> <p>エ 安全で住みよいまちづくりのために、住民みんなが意識を持って、まちの安全点検を行い、不具合箇所の改善を行います。また、福祉マップの作成を図り、地域における福祉関係の情報の利便性向上に努めます。</p> <p>オ カウンセラーやアドバイザー及び学校とも連携を図り、不登校児に対する相談・学習支援体制の整備に努めます。</p>
<p>身近な生活支援の協力体制ネットワークづくり</p>	<p>ア 住民、社協地区部会、町内自治会などの地域団体、ボランティア、学校、保健・医療機関、公的機関等の組織の横のつながりの構築を図り、身近な生活支援のための協力ネットワークを組織化、活動を展開します。</p> <p>イ ボランティア及びコーディネーターの養成 支援を行うスタッフ(ボランティア)の専門知識及び技術のレベルアップと専門機関への橋渡しができる人的支援を確保に努めます。</p>

基本方針 5 交通対策

取り組み名	取り組み内容
家族による協力	ア まずは、家族による協力が何よりも不可欠です。外出したくても、自力では出られず、家族に助けてもらいたくても、忙しいからと、家族に遠慮しているケースも多いようです。身近な家族で協力をしましょう。
地域住民による協力	ア 地域住民が、高齢者、子ども、障害者(児)の移動に協力するよう努めます。 ただし、移送を行う場合、万一の事故にあった際の保障制度の整備が求められます。
実態把握	ア 各町内自治会で、高齢者、子ども、障害者(児)の交通手段に対する利用希望状況の把握に努めます。
地域団体による移送サービス事業の検討	ア NPO、ボランティア団体、社協地区部会などによる会員制や福祉有償運送などの形態による移送サービスの導入を検討します。さらに、移送サービス事業にかかる維持、運営のための諸経費の確保、交通事故等対策、保険の加入について検討します。
交通バリアフリー化の促進	ア 駅舎等のエレベーター、エスカレーターの設置に努めます。また、ノンステップバスの導入・整備に努めます。 イ だれもが安全・安心に通行出来るよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進します。また、歩道上の障害物(放置自転車、たて看板など)の解消に努めます。
地域交通基盤ネットワークづくり	ア 地区ごとに構成メンバーを考え、その選出と組織化を行い、住民の声として、行政側に交通課題の改善策を提案していきます。行政は、住民の声を受け、例えば、事業者に対し、バス路線の見直しなどの協力を求めていきます。

緑区地域福祉計画PR版

発行 平成18年3月
 編集・発行 千葉市 保健福祉局 保健福祉総務課
 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
 電話 043-245-5158
 FAX 043-245-5546
 電子メール somu.HW-kc@city.chiba.lg.jp

